次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026 年）3月 12 日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 事業の概要

（1）業務名

令和8年度アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務

（2）業務の目的

本事業は、「北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度」（運用開始：令和5年度、試行運用中）の令和9年度以降の運用に向けて、「北海道アウトドア資格制度」（運用開始：平成 14 年度）との位置づけの違いも考慮しながら、制度運営上の諸課題について、ガイドや関係機関など、当事者を含め多様な関係者の意見を集約し、北海道観光審議会アドベンチャートラベル部会（AT部会）に向けた提言をまとめるために必要な、一連の業務を委託するものである。

## 2 業務の概要

「令和8年度アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務企画提案指示書」による。

## 3 委託業務の契約期間

契約締結日から令和9年（2027 年）3月2日（火）まで

## 4 公募型プロポーザルへの参加資格要件

（1）単体法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

（2）単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 単体法人は道内に事務所又は事業所を有すること。また、コンソーシアムの場合は道内に事務所又は事業所を有する構成員を含むこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の指名競争入札参加者指名停止事務要領（平成4年9月 11 日付け局総第 461 号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 道税を滞納している者でないこと。道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実施的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

ク 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

ケ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

コ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。

## 5 企画提案の手続等について

（1）担当部局

北海道経済部観光局観光振興課 担当：佐藤・中本

【連絡先及び所在地】

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階

電話 011-206-6944（ダイヤルイン） FAX 011-232-4120

メールアドレス kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

(2)企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア　交付期間　公告の日から令和8年(2026 年)3月 26 日(木)まで

イ　交付場所　(1)の場所で交付する

(3)参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和8年(2026 年)3月 26 日(木)17 時　必着

イ　提出場所　(1)に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送(特定記録や書留など配達状況が追跡できるものに限る)

エ　提出部数　1部

オ　作成方法　「アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務参加表明書作成要領」による。

(4)企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア　提出期限　令和8年(2026 年)4月9日(木)17 時　必着

イ　提出場所　(1)に同じ

ウ　提出方法　持参又は郵送(特定記録や書留など配達状況が追跡できるものに限る)

エ　提出部数　6部

※　うち、①表紙及び文中に提案者名を記入したもの：1部
うち、②表紙及び文中に提案書名を記入しないもの：　5部
(②のうち1部は左綴じせずダブルクリップ等で留めて提出すること)

オ　作成方法　「アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務企画提案書作成要領」による。

6　提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7　最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

8　契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、北海道財務規則(昭和 45 年4月1日規則第 30 号)の規定により契約手続きを行う。

9　その他

(1)提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

(2)審査結果及び特定者名は、公表する。

(3)詳細は、「令和8年度アドベンチャートラベルガイド認定等制度環境整備事業委託業務企画提案指示書」による。